

産業建設常任委員会

日 時 平成 28 年 4 月 19 日（火）午前 10 時～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

（ 1 ）簡易水道事業の上水道事業への統合について（行政報告）

< 上下水道部 >

（ 2 ）農地等小規模災害復旧に関する状況把握

< 産業観光部 >

（ 3 ）行政視察に係る事前調査

視察行程について

視察目的及び視察項目の概要等について

調査事項の抽出

3 その他

産業建設常任委員会資料

上 下 水 道 部

平成 28 年 4 月 19 日

簡易水道事業の上水道事業への統合について(行政報告)

1 経緯

簡易水道事業は、一般的に経営基盤が脆弱であるため、地域住民に対するサービス水準の均一化等を図る観点から、地域の実情に対応した事業の統合・広域化を推進し、財政基盤・技術基盤の強化を通して効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえて、厚生労働省は、簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、重点的に簡易水道の統合、上水道化を推進するため、平成19年6月に「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「同取扱要領」を一部改正しました。

この改正により、簡易水道事業にかかる国庫補助金が、特別な場合を除き平成28年度をもって廃止されることになったため、亀岡市としても簡易水道事業の経営方針について検討を行い、平成21年10月策定の亀岡市水道ビジョン及び平成23年1月策定の第4次亀岡市総合計画において、厚生労働省の方針に基づき、平成28年度末までに順次、上水道事業への統合を目指すとしています。

2 統合の目的

簡易水道事業を上水道事業に統合することにより、安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現することができます。

具体的には、水道事業の一元管理(財政基盤・技術基盤の強化)、維持管理体制の強化、危機管理体制の充実です。

平成28年度末までに統合をするための事業については、国庫補助金の対象として事業実施することができ、財政負担の軽減を図ることとなります。

3 本市の簡易水道事業の現状

本市の簡易水道事業は、これまで上水道事業への編入、簡易水道の統合を経て、現在5箇所の簡易水道事業があります。

(簡易水道事業)

- ・川東簡易水道 (馬路町、旭町、河原林町)
- ・千歳簡易水道 (千歳町)
- ・保津簡易水道 (保津町)
- ・犬甘野簡易水道 (西別院町犬甘野)
- ・柚原簡易水道 (西別院町柚原)

簡易水道事業においては、小規模でありながら、それぞれ水源を確保し、浄水場、配水池を設置して事業経営を行っています。

4 統合の概要

(1) 統合の時期

平成28年度末までに、統合整備に係る事業を完了し、平成29年度から上水道事業へ統合する計画です。

(2) 統合の形態

ア. 上水道と接続(ハード統合)する簡易水道は3箇所です。

上水道配水池から給水する区域となります。

(川東簡易水道・千歳簡易水道・保津簡易水道)

イ. 上水道と接続できない簡易水道は2箇所です。

上水道の給水区域とは離れているため経営統合(ソフト統合)を行います。(犬甘野簡易水道・柚原簡易水道)

(3) 統合整備の概要

ア. 統合に伴う施設整備については、各々の簡易水道で整備を行った後、上水道へ統合します。

イ. 整備内容は、耐用年数が経過している施設や老朽化が進んでいる施設の更新、管路の布設替工事が主な整備となります。

また、簡易水道側の負担で、上水道と接続するための管路(連絡管)整備も行います。

5 統合に伴う整理事項

(1) 施設整備に係る費用は、国庫補助金や市からの支援を受け、さらには地元簡易水道受益者の負担や各簡易水道の積立基金で対応します。

簡易水道受益者の負担については、多額な負担となる簡易水道もあります。

(2) 水道料金については、上水道事業の水道料金体系になります。

ただし、上水道料金体系へ移行することにより大幅な料金値上げが伴う簡易水道(1箇所)については、段階的に料金値上げ(経過措置)を行い、上水道料金に統一します。

6. 総事業予定額 997,115千円

(1)平成27年度の事業費(見込額) 186,572千円

(2)平成28年度の予定事業費 810,543千円

※簡水別内訳表

(単位:千円)

	川東	千歳	保津	犬甘野	柚原
平成27年度	117,473	11,853	7,572	47,631	2,043
平成28年度	72,723	182,190	298,480	64,540	192,610
総事業費	190,196	194,043	306,052	112,171	194,653

(3) 地元負担が必要な簡易水道

・犬甘野簡易水道 一戸当たり 約25万円 (対象戸数112戸)

・柚原簡易水道 一戸当たり 約56万円 (対象戸数90戸)

※参考(各簡易水道規模)

平成27年3月31日現在

	川東	千歳	保津	犬甘野	柚原
給水人口	3,489人	1,223人	1,730人	296人	254人
給水戸数	1,184戸	458戸	675戸	112戸	91戸
一日最大配水量	1,159 m ³ /日	498 m ³ /日	621 m ³ /日	172 m ³ /日	227 m ³ /日

7 事業計画

(1) 平成27年度の実施事業

- ア. 川東簡易水道・・・実施設計一式、老朽管更新工事 L=3,333.7m
- イ. 千歳簡易水道・・・実施設計一式、老朽管更新工事 L=68.7m
・・・加圧ポンプ場用地取得 A=136.4 m²
- ウ. 保津簡易水道・・・実施設計一式
- エ. 犬甘野簡易水道・・・実施設計一式、老朽管更新工事 L=2,073.6m
- オ. 柚原簡易水道・・・変更認可設計業務一式

(2) 平成28年度の実施予定事業

- ア. 川東簡易水道・・・仕切弁・減圧弁設置工事等一式・舗装本復旧工事
- イ. 千歳簡易水道・・・加圧ポンプ整備一式、送水管整備工事 L=608m
・・・老朽管更新工事 L=147m
- ウ. 保津簡易水道・・・老朽管更新工事 L=4,249m、減圧弁・緊急遮断弁
設置工事一式・送水管整備工事 L=1,225m
- エ. 犬甘野簡易水道・・・老朽管更新工事 L=1,010m、舗装本復旧工事
- オ. 柚原簡易水道・・・実施設計一式、老朽管更新工事 L=2,895m
・・・取・送水ポンプ設備更新工事一式
- カ. 全簡易水道・・・遠方監視設備工事一式

8. 今後の対応について

(1) 平成28年度補助金(交付金)内示額について

- ア. 平成28年度の補助金(交付金)内示額は要望額の64%との通知を受けました。
- イ. 補助を100%確保せず事業実施することは、地元負担、亀岡市負担が増大することとなるため、対応が必要となります。

(2) これまで、平成29年4月から上水道と統合することを前提に、各簡易水道と調整してきた経過があります。

補助金(交付金)の確保は必ず必要となりますので、補助金確保の要望を続けるとともに、対応を検討、調整して行きます。

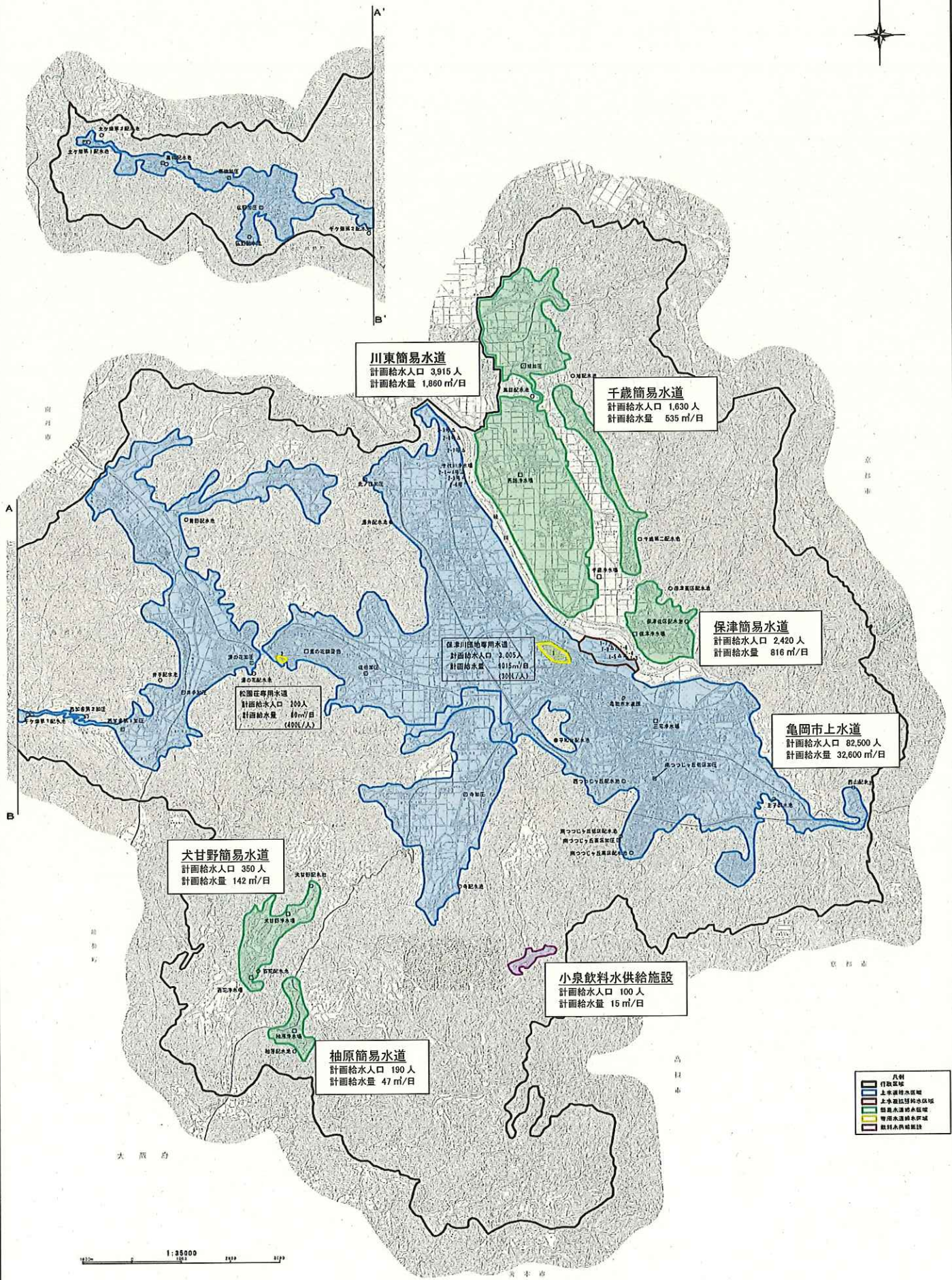
簡易水道事業の概要

(平成26年度末現在)

事業名	給水開始年月 現在給水人口 給水戸数	経緯
川東簡易水道事業	平成20年4月 3,489人 1,184戸	○旭簡易水道事業(昭和34年創設)、馬路簡易水道事業(昭和38年創設)、河原林簡易水道(昭和40年創設)を統合し川東簡易水道事業として創設認可(平成17年)を取得し、平成20年3月事業を完了しました。
千歳簡易水道事業	昭和48年4月 1,223人 458戸	○国分簡易水道(昭和35年創設)を拡張し、千歳簡易水道事業(昭和48年創設)としました。
保津簡易水道事業	平成8年4月 1,730人 675戸	○保津ヶ丘簡易水道(昭和29年創設)、北保津・今石簡易水道(昭和32年創設)、保津簡易水道(昭和33年創設)を統合し保津簡易水道事業として創設認可(平成6年)を取得し、平成8年3月事業を完了しました。
犬甘野簡易水道事業	平成13年4月 296人 112戸	○百陀簡易水道(昭和43年創設)、犬甘野簡易水道(昭和52年創設)、下条簡易給水施設を統合して犬甘野簡易水道として創設認可(平成12年)を取得し、平成13年3月事業を完了しました。
柚原簡易水道事業	昭和53年4月 254人 91戸	○昭和52年に創設認可を取得し、平成7年度水源の整備事業を実施しました。

亀岡市給水区域図

上水道統合前



議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

<執行機関報告分>

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	回調査
西別院 7	<p>雨災害が多く、補助金を頂き復旧工事を実施しているところではあるが、100万円程度の査定でも自己資金が200万円程度要することもあり、作付けの面積比率等の要件があるが、個人負担ではとても手におえない。</p> <p>また、特に山間地域などの農地災害復旧では、査定対象外になるケースが多い。対象外の事案を少しでも救済できる制度を委員会等で検討願いたい。</p>	<p>意見として受け止め検討していきたい。工事費40万円未満の小規模災害復旧は同様な意見を受けて制度創設された経緯もある。今後も引き続き議論していきたい。</p>	産業建設		○	

農地災害復旧事業について 西別院町笑路災害

農地（畑、田）の災害復旧事業の場合、各農地の傾斜度や面積から、反当限度額を出します。

これによって算出された金額が補助金の限度額(上限額)となるので、事業費がこの限度額以内であれば、農地の場合25%の個人負担で済みますが、事業費が限度額を超える場合のその負担額は、25%分の規定負担金と事業費が限度額を超えた金額の残り全てが個人様の負担となります。

その計算内容は以下の通りです。

なお、補助率については補助金増高申請により補助率がアップすることがあります。

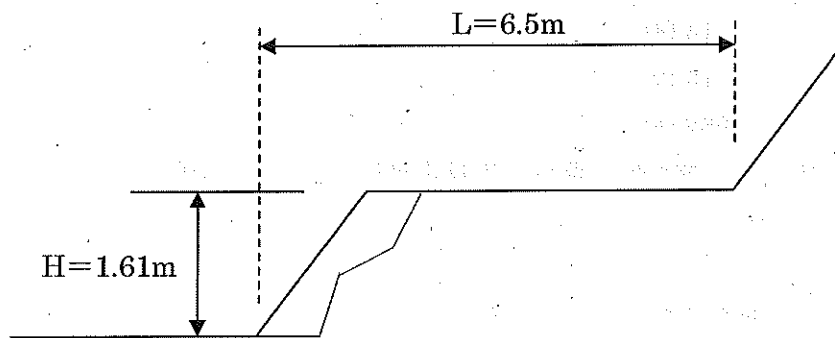
西別院町笑路ワサ田11番地の場合

まず、ワサ田11番地土地の1.0アール当りの反当限度額の算出（1.0アール当たりの補助限度額）

①農地における高低差、農地の奥行により傾斜度を算出

農地の高低差

農地の奥行 ⇒ これによって出た数値で算定表から傾斜度を出します。
(算定表は国で決められています)



$$H/L = 1.61/6.5 = 0.247$$

傾斜度は算定表より、13°となる。

②1.0アール当りの反当限度額を算出します。

当該ワサ田11番地土地の傾斜度から1.0アール当りの反当限度額を算出します。

【計算式は国で決められています】

(各対象農地毎で算定)

算定式 = {174 + 傾斜角度 (°) × 6.1658 千円} × K

傾斜角度：度単位 (度未満切捨て)

1.0アール当たり事業費：千円単位 (千円未満切捨て)

K：換算係数 1.728

$$\{174 + \text{傾斜度} \times 6.1658\} \times 1.728$$

$$\underline{(174 + 13^\circ \times 6.1658) \times 1.728 = 439 \text{ 千円}}$$

ワサ田11における1.0アールあたりに換算した場合の補助限度額は439千円となります。

③農地にかかる限度額算出

ワサ田 11 番農地全面積（田：水張面積）にかかる補助限度額（補助対象となる金額）

農地の面積（水張面積）×1.0アール当りの事業費（②で算出）＝農地の補助限度額

計算（残調見直し後）

反当限度額の算出

ワサ田 1 1 番農地の農地面積（水張面積） A=1.814a

〃 農地の 1.0 アール当りの補助限度額 439 千円

$$1.814a \times 439 = 796 \text{ 千円}$$

(796 千円 / 1.03 = 772 千円が補助対象額)

※1.03=工事雑費及び事務雑費合計率（補助対象外）

④ 補助対象金額における個人負担額の算出

ワサ田 1 1 番農地にかかる負担額の算出

工事費 954,720 円（工事請負額）

工事雑費 14,000 円

事務雑費 13,280 円

事業費 982,000 円

補助金（補助金増高申請により補助率 農地災害通常補助率 50%が→90.8%にアップ）

$$772,000 \text{ 円} \times 90.8\% = 700,976 \text{ 円}$$

市負担（補助対象金額から補助金額を引いた金額の 1/2）

$$(796,000 \text{ 円} - 700,976 \text{ 円}) \times 1/2 = 47,512 \text{ 円}$$

（補助対象金額から補助金額を引いた金額の 1/2）

個人負担 (796,000 円 - 700,976 円) × 1/2 = 47,512 円

⑤反当限度額を超えた額（事業費から補助対象金額を引いた金額）

（この金額はすべて個人負担となります）

（事業費）－（補助対象金額） 通常負担金と別途に負担して頂く額

$$982,000 - 796,000 = 186,000 \text{ 円}$$

⑥総個人負担額（④＋⑤）

$$47,512 \text{ 円} + 186,000 \text{ 円} = 233,512 \text{ 円の負担}$$

平成27年6月17日以降に発生した災害に適用

Ⅱ. 農地災害復旧事業に関する1アール当たり事業費

1アール当たり事業費の算出

都府県： $\{174 + \text{傾斜度}(\text{°}) \times 6.1658(\text{千円})\} \times K$

北海道： $\{38 + \text{傾斜度}(\text{°}) \times 3.1168(\text{千円})\} \times K$

ただし、傾斜度：度単位(度未満切捨て)

1アール当たり事業費：千円単位(千円未満切捨て)

K：換算係数 1.728

傾斜度別1アール当たり事業費

(単位;千円)

(都府県)			(北海道)		
傾斜度	H/L	事業費	傾斜度	H/L	事業費
0	0.000	300	0	0.000	65
1	0.017	311	1	0.017	71
2	0.034	321	2	0.034	76
3	0.052	332	3	0.052	81
4	0.069	343	4	0.069	87
5	0.087	353	5	0.087	92
6	0.105	364	6	0.105	97
7	0.122	375	7	0.122	103
8	0.140	385	8	0.140	108
9	0.158	396	9	0.158	114
10	0.176	407	10	0.176	119
11	0.194	417	11	0.194	124
12	0.212	428	12	0.212	130
13	0.230	439	13	0.230	135
14	0.249	449	14	0.249	141
15	0.267	460	15	0.267	146
16	0.286	471	16	0.286	151
17	0.305	481	17	0.305	157
18	0.324	492	18	0.324	162
19	0.344	503	19	0.344	167
20	0.363	513	20	0.363	173
21	0.383	524	21	0.383	178
22	0.404	535	22	0.404	184
23	0.424	545	23	0.424	189
24	0.445	556	24	0.445	194
25	0.466	567	25	0.466	200

①広島県福山市（人口472千人、面積518㎡）

視察項目	自転車利用促進プランについて
視察の目的 （本市の現状と課題）	<p>自転車は手軽で便利な移動手段であり、環境や健康に対する関心の高まりや経済性から、自転車を利用するニーズは高まっており、まちづくりにおいても、環境負荷の低減や医療費の削減、観光振興・地域活性化など、各分野でその効果は期待されている。</p> <p>しかし、自転車の利用を促進するためには、通行空間の整備、駐輪対策、事故防止、ルール・マナー啓発など様々な課題がある。また、自転車の安全利用に関しては、最近の道路交通情勢に対応した道路交通法の改正や京都府の交通安全基本条例の制定、自転車安全利用促進計画の策定等の動向があり、それらを踏まえた中で、本市においても、自転車利用を促進する効果的な施策のあり方を考えていく必要がある。</p> <p>福山市では、人と自転車、自転車と車が共存した自転車文化や社会が実現された「自転車の似合うまち福山」を目指すべき将来像として、自転車を取り巻く様々な課題の解消に向けて総合的に取り組むため、「自転車利用促進プラン」を策定し、現在、本プランに基づき具体的な施策を推進していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
視察項目の概要	<p>「福山市自転車促進利用プラン」 〈資料P1～4〉</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成31年度（5年間）</p> <p>○取り組みの方向性と主な施策（ハード事業・ソフト事業）〈資料P6～8〉</p> <p>①【通行】安心・安全で快適な自転車利用空間づくりの推進 〈資料P10～11〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> →福山駅中心約5km圏域において、連続性のある通行空間を整備し、安全、快適に利用できる環境整備を行う。 ・自転車案内誘導サイン整備 <ul style="list-style-type: none"> →利便性向上と自転車が似合うまちのPR、イメージの定着のため、市内の主要な地点へのわかりやすいサイン、標識の整備を研究。 <p>②【駐輪】利用しやすい自転車駐輪環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の確保、盗難防止と放置自転車返還の推進 ・自転車等放置禁止区域の見直し・拡大 <p>③【活用】自転車利用を促進するソフト施策の推進 〈資料P12～13〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と公共交通との連携 ・レンタサイクル事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> →利便性向上、中心市街地の自動車交通量の抑制、駐輪場の効率化、中心市街地活性化や観光振興につながるレンタサイクル事業を推進する。 ・自転車マップの作成、活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> →自転車利用に役立つ楽しい情報等を盛り込み、自転車利用を促進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車関連イベント等の提供、サイクリングコースの選定・整備 ④【啓発】思いやりのある自転車利用環境づくりの推進 ・モビリティマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> →渋滞緩和や環境負荷軽減のために有効な自転車利用を習慣化させるため、マイカーから自転車利用への転換を促進する。 ・自転車利用による健康づくり啓発 ・街頭広報等ルール・マナー啓発、交通安全教室の開催 												
<p>本市の関連施策、方針等</p>	<p>○平成28年度一般会計予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル事業推進経費（9,620千円） <ul style="list-style-type: none"> →JR4駅自転車駐輪場で実施、亀岡市観光協会へ委託 ・自転車等駐車場経費（58,852千円(うち使用料38,445千円)） <p>自転車等駐車場の利用状況（H28.3月予算審査時）</p> <table border="1" data-bbox="470 801 1337 958"> <tr> <td>JR亀岡駅前</td> <td>51.9%</td> <td>JR千代川駅前</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>JR馬堀駅前</td> <td>37.9%</td> <td>JR亀岡駅北口</td> <td>78.1%</td> </tr> <tr> <td>JR並河駅前</td> <td>106.8%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○第4次総合計画後期基本計画（所管分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の観光まちづくりの推進（第6章第5節：観光） <ul style="list-style-type: none"> →点在する観光資源や交通拠点を結ぶ仕組みとして、地域住民や事業者と協力しながら、レンタサイクル事業等を推進する。 ・歩行者自転車道の整備促進（第7章第1節：道路） ・駅前における自転車環境の整備・維持（第7章第2節：公共交通） <p>○第9次亀岡市交通安全計画（H23～H27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用環境の総合的整備等 <p><京都府></p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都府交通安全基本条例（H26.9月末） ○京都府自転車安全利用促進計画（平成28～32年度） 	JR亀岡駅前	51.9%	JR千代川駅前	26.5%	JR馬堀駅前	37.9%	JR亀岡駅北口	78.1%	JR並河駅前	106.8%		
JR亀岡駅前	51.9%	JR千代川駅前	26.5%										
JR馬堀駅前	37.9%	JR亀岡駅北口	78.1%										
JR並河駅前	106.8%												
<p>調査事項の抽出、意見等</p>													

②福岡市博多区（都市公園：東平尾公園）

視察項目	レベルファイブスタジアム（東平尾公園博多の森球技場）																			
視察の目的 （本市の現状と課題）	<p>今後、第4次総合計画後期基本計画に基づき、京都スタジアム（仮称）を新たなランドマークとして、スタジアム、京都・亀岡保津川公園を生かしたまちづくりの具現化が必要となる。</p> <p>他市における同規模の球技専用スタジアムの立地について見聞することにより、本市スタジアム・都市公園の整備におけるまちづくりの課題、展望を得ることを目的に、施設の視察を行う。</p>																			
視察項目の概要	<p>○スタジアムの規模等</p> <table border="1" data-bbox="392 707 1425 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>レベルファイブスタジアム</th> <th>京都スタジアム（仮称）基本設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築面積</td> <td>13,935㎡</td> <td>23,100㎡</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上5階、地下1階</td> <td>地上5階、地下1階</td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td>22,563人</td> <td>20,428人</td> </tr> <tr> <td>利用</td> <td>・Jリーグ・アビスパ福岡（J1（2016～）） ホームスタジアム ・ジャパンラグビートップリーグ（試合）等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>（管理者）福岡市住宅都市局 緑運営課 （指定管理）公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会公園管理事務所</td> <td>京都府</td> </tr> </tbody> </table>			レベルファイブスタジアム	京都スタジアム（仮称）基本設計	建築面積	13,935㎡	23,100㎡	階数	地上5階、地下1階	地上5階、地下1階	収容人員	22,563人	20,428人	利用	・Jリーグ・アビスパ福岡（J1（2016～）） ホームスタジアム ・ジャパンラグビートップリーグ（試合）等		管理	（管理者）福岡市住宅都市局 緑運営課 （指定管理）公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会公園管理事務所	京都府
	レベルファイブスタジアム	京都スタジアム（仮称）基本設計																		
建築面積	13,935㎡	23,100㎡																		
階数	地上5階、地下1階	地上5階、地下1階																		
収容人員	22,563人	20,428人																		
利用	・Jリーグ・アビスパ福岡（J1（2016～）） ホームスタジアム ・ジャパンラグビートップリーグ（試合）等																			
管理	（管理者）福岡市住宅都市局 緑運営課 （指定管理）公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会公園管理事務所	京都府																		
調査事項の抽出、意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジアムの利用状況、利活用について ・試合開催日の観客の動向等 <p>※当日、管理者の視察対応はできないことから、施設見学が基本となります。</p>																			

③福岡県糸島市（人口100千人、面積215㎡）

視察項目	<p align="center">農力を育む基本条例・基本計画について JA糸島産直市場「伊都菜彩」（現地視察）</p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>農業の持続的な発展を目指し、活力あるにぎわいの農業振興を推進することは、農業を基幹産業とする本市において重要な課題であり、自然条件や立地条件に恵まれた本市の地域特性を最大限に生かした取り組みが求められている。</p> <p>糸島市は、本市と同様、大都市圏に近接したベッドタウンとして、人口規模や地理的要件等も類似し、都市近郊型農業や畜産業が盛んな地域であるが、近年の農業を取り巻く厳しい状況に直面する中、農業の持続的発展が市の元気の源になると考え、平成22年に「糸島市農力を育む基本条例」を制定し、都市と農村が調和した豊かで住みよい地域社会の実現をめざしている。</p> <p>そして、条例に掲げる目的と基本理念、基本施策を推進するため、平成23年に「糸島市農力を育む基本計画」を策定し、計画に基づく具体的施策が展開され、現在、計画期間5年の総括が行われ、計画の改定が行われている。</p> <p>また、同市では日本一の売り上げを誇っている農産物直売所があることから、それらの事例を学び、本市まちづくりの参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p>①農力を育む基本条例 〈資料P1～2〉</p> <p>平成22年1月1日制定（市制施行と同時（旧前原市でH19.4月施行））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的（第1条） 市民全体で農力を育み、安全で安心できる食料の生産、流通及び消費を図り、持続的に発展する農業の確立と都市と農村とが調和した豊かで住みよい地域社会を実現するため。 ・ 基本理念（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ①安全で安心できる食料の供給と地産地消や食育の推進 ②創意工夫あふれる農業の振興と環境と調和した持続的な農業の展開 ③多面的な機能を有する自然と人間の共生の場として、農村の整備・保全 ・ 市、農業者、農業団体、市民、食品産業事業者の責務と役割（第3～6条） ・ 基本的施策10項目（第7条） ・ 基本計画（第8条） ・ 実施状況の公表（第9条） ・ 農力を育む市民推進会議（第10条） <p>②農力を育む基本計画 〈資料P3～10〉</p> <p>条例第7条に掲げる10項目の基本的施策を実行するための計画として、「市民参画」をキーワードに、食・農・環境の分野ごとに目標指標（数値）を定めて、具体的施策に取り組むもの。前期5年間の総括を行い、平成28年度からは計画を改訂。（資料は前期計画を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：平成23年度～平成27年度（前期5年間） ○計画改定：平成28年度（計画初年度）

	<p><JA糸島産直市場「伊都菜彩」> (資料P11~12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月オープン ・売り場面積1,270㎡、登録生産者数1,492名 ・年間売上高35億円(日本一) ※産経新聞2014年06月10日 <p>※視察対応していないため、見学のみ。</p>
<p>本市の関連 施策、方針 等</p>	<p>○第4次総合計画後期基本計画(第6章第1節:農業)</p> <p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手の育成、地域の実態に応じた営農システムの確立や担い手への農地集積などを行う必要がある。 ・国土保全の観点による農地の保全や環境への負荷を軽減した循環型農業の推進とともに、農業・農村や食への理解を深める多様な取組が必要である。 ・有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害が増加傾向にあり、被害防止対策の充実・強化が必要である。 <p><解決策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営農組織と人材の育成(農業経営の支援、継続性のある生産体制構築) 2 農業基盤の整備(ほ場整備、農地集約化の推進、遊休地解消等) 3 多様な農業の振興(循環型農業、6次産業化促進等) 4 流通システムの充実(地産地消の促進、特産品振興、農産物の発信・販売拠点の整備等) 5 有害鳥獣対策の実施 <p>○第2次亀岡市元気農業プランに基づく施策展開</p>
<p>調査事項の 抽出、意見 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の効果 ・基本条例の制定による市民意識の醸成・変化 ・計画期間の取り組みの成果、検証から見えてきた課題等

④山口県周南市（人口148千人、面積656㎡）

視察項目	周南コンベンションシティ推進事業について
視察の目的 （本市の現状と課題）	<p>京都市や大阪府など大都市圏から近接する本市は、昨年の京都縦貫道全線開通による広域高速ネットワークの形成等により、交通アクセスが飛躍的に向上し、海外旅行者等も視野に含めた交流人口の増加を見込める地理的優位性を有しており、3大観光をはじめ城下町の文化や自然景観等、魅力的な観光資源や都市公園、ガレリアかめおか等の特色ある公共施設を有している。</p> <p>これら本市のもつポテンシャルを高め、いかに交流人口を拡大し、地域活性化につなげることができるかが大きな課題であり、積極的な施策展開が必要である。</p> <p>周南市では、交通手段の利便性や観光資源を生かし、市内の文化施設やスポーツ施設等を利用した各種大会、会議やイベント等の<u>コンベンション誘致により、交流人口の増大によるにぎわいの創出、地域活性化をめざした取り組み</u>を推進していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
視察項目の概要	<p><主な取り組み> 〈資料P1～7〉</p> <p>①国内コンベンションの誘致促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツセンター等を活用したスポーツコンベンションの誘致 ・文化会館、美術博物館を活用した文化イベント等の誘致 ・ホテル等の民間施設を活用した各種会合等の誘致 ・フィルムコミッション設立による映画等のロケ誘致 ・新たな外客誘致型コンベンション、イベントの創設 ・官民協働による積極的な誘致活動の展開 <p>②コンベンション受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内推進組織の設置 ・コンベンション開催補助金（宿泊人数に応じて補助金交付）等の支援策拡充 ・市内のコンベンション関連施設に係る情報発信の強化 ・民間への情報提供、誘致活動 ・おもてなし、ホスピタリティの向上のための人材育成 <p>③アフターコンベンションの強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者に対する市内滞在型観光ルート等の提案 ・参加者に対する観光、飲食、娯楽情報等の提供 ・参加者と市民等との交流を促進する付加価値（プラスワン事業）の実施 ・リピーター獲得に向けた「おもてなし観光」の推進 ・主催者に対するアフターセールスの充実 <p>④コンベンション開催のトータルサポート</p> <p>⑤コンベンション開催動向調査事業の実施等</p>

本市の関連 施策、方針 等	<p>○第4次総合計画後期基本計画（第6章第5節：観光）</p> <p><解決策></p> <p>豊かな自然・農産物とともに、有利な地理的条件や特色ある歴史と伝統文化を活かし、「明智光秀のまち亀岡」として、「明智光秀」「城下町」をキーワードに、一般社団法人亀岡市観光協会、民間団体や市民等との連携・協働により、にぎわい人口の拡充に向けた観光施策を推進します。また、市民や事業所、関係団体と一体となって、京都スタジアム（仮称）を<u>交流人口の拡大</u>につなげる取組を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 観光資源の活用・整備2 観光PR活動の推進3 観光地の意識づくりと市民参画4 観光振興体制の強化5 スポーツを活かした交流の振興
調査事項の 抽出、意見 等	<ul style="list-style-type: none">・コンベンションの誘致状況・誘致活動の手法